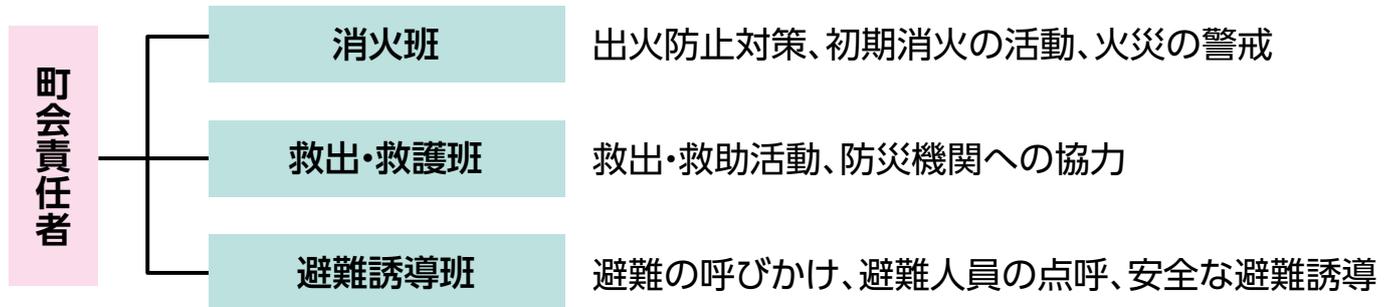


4. 町会の自主防災組織図・役割

町会責任者（町会に残って指揮をとる人）は各班の役割を担うリーダーを決め、町会員で班員を編成します。

下記班以外に、安否確認、情報の収集伝達、被害等の報告、デマ防止などの役割が必要です。町会責任者は必要に応じて、これらを担当する班を編成します。



災害による被害状況や時期区分などに応じて、適宜、班編成を見直します。

特に災害が起きた直後は、初期消火活動や救出・救護活動に多くの人員が必要となったり、応急期には避難所の運営や情報の収集・伝達、復興期には復興に向けた組織づくりやボランティア及びNPO等との連携に多くの人員が必要となることが想定されますので、災害発生後の状況や時間経過などによって柔軟に班編成を行います。



自主防災組織および個人の日頃の 取り組みと発災時の行動

1. 日頃の取り組み

阪神・淡路大震災で発生した火災は 285 件を数え、拡大を防止するためには日頃から災害に備えて準備しておくことが大切です。

各家庭で、以下の取り組みをしていただくようお願いします。

①出火防止

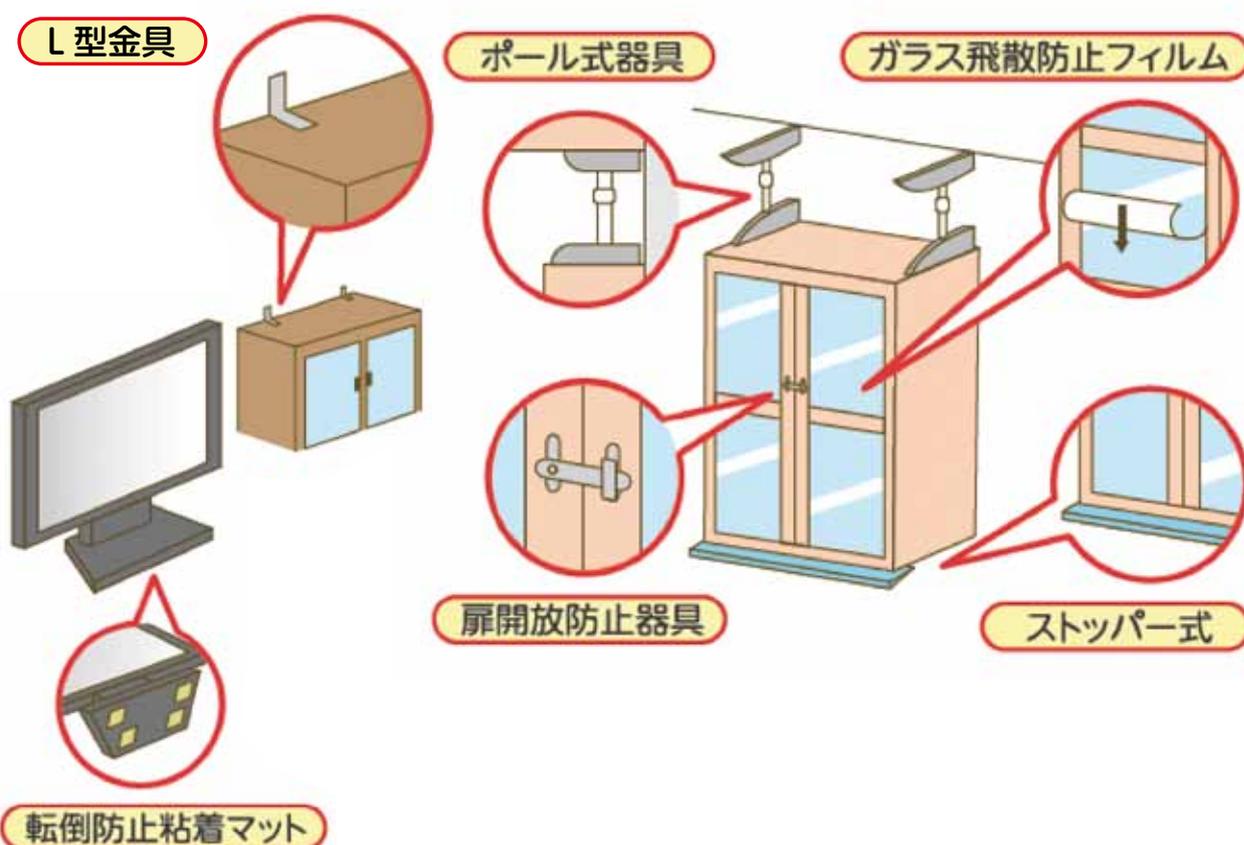
大地震時などにおいては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、次の事項の点検・整備を各家庭で進めてください。

- ・各家庭で消火器を置いてください。
- ・火気使用設備器具の整備及び、その周辺の整理整頓をしてください。
- ・可燃性危険物品（カセットボンベ・石油ストーブ）などの保管状況を把握してください。

②家具転倒防止器具の取り付け促進

家具の転倒防止を推進するために、下記事項に取り組んでください。

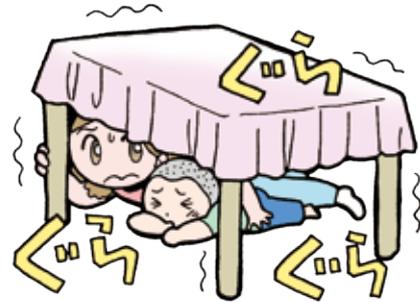
- ・室内の危険箇所の点検
- ・安全対策、転倒防止策などの検討
- ・家具の設置場所の変更や転倒防止器具取り付けの呼び掛け



2. 災害時の取り組み

①地震災害の発生当初の行動

- ・机、テーブルの下に潜るなどして、まず自身の頭や体を守る。
- ・室内においても、スリッパ、靴をはき足を守る。
- ・都市ガスは震度5相当以上でほとんどのご家庭で自動的に遮断されるが、ガスの元栓を閉め復旧時の2次災害にそなえる。
- ・電気器具等は電源を切りブレーカーを落とし、通電火災等の発生を防止する。
- ・玄関のドア、扉を開け避難路を確保する。
- ・災害の情報を取得する。
- ・室内、家屋の安全を確認する。
- ・家族、親類等の安否を確認する。



②水害等の災害の発生時の行動

- ・テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を取得し、豪雨により家屋浸水が危ぶまれる時は、土のうなどにより浸水や地下への雨水の流入を防止する。
- ・水害、河川の氾濫が危ぶまれる時は、避難の準備等を早めに済ませます。
- ・「避難準備情報」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は早めの避難を開始する。
- ・「避難勧告」「避難指示」発令時は落ち着いて、直ちに避難する。
- ・夜間または、風雨が激しい時は、無理をせず、2階以上の安全な場所に避難する。



大阪市からの避難情報について

大阪市では、防災スピーカーや携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールなどにより、必要な場合に避難情報を発令します。

